

日本学童保育学会機関誌『学童保育』第9巻 投稿募集

日本学童保育学会
機関誌『学童保育』編集委員会

日本学童保育学会規約第30条第3項にもとづき、2018年6月24日、同年8月23日に開かれた本学会理事会では、機関紙担当理事（編集長）として石原剛志理事を、編集委員として齋藤史夫会員・塚田由佳里会員・西本絹子会員・二宮衆一理事を、編集委員会事務局として西垣美穂子会員（事務局長）、前田美子会員を、それぞれ選任しました。

機関誌『学童保育』編集委員会（以下、編集委員会）では、第9巻の刊行を2019年6月に予定し、学会の内外に発信できる学術的にも水準の高い機関誌となるよう準備を進めていきます。

本誌は、学会大会の成果をまとめた「特集論文」や会員の研究成果である「研究論文」「実践研究論文」「研究ノート」、さらには「文献レビュー」や「書評」等で構成されています。

そこで、編集委員会では、会員のみなさまから、「研究論文」「実践研究論文」「研究ノート」の投稿を募集します。投稿を希望される会員は、下記「日本学童保育学会機関誌投稿内規」をよくお読みの上、2018年10月31日（消印有効）までに『学童保育』編集委員会事務局（下記）までお送りください。会員のみなさま方の積極的な投稿をお待ちしています。

（原稿等送付先）

〒191-8506 東京都日野市程久保 2-1-1 明星大学教育学部 西垣美穂子 気付
日本学童保育学会『学童保育』編集委員会事務局

（問い合わせ）

電子メール mihoko.nishigaki@meisei-u.ac.jp

日本学童保育学会機関誌投稿内規

1. 本誌に投稿できる者は、日本学童保育学会の会員であり、当該年度までの会費を納入している者とする。
2. 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、投稿原稿と同様の内容について、口頭発表やそのための資料配布などを行っていてもかまわない。なお、投稿する論文と同一の内容の論文を他の学会その他の機関誌や刊行物に投稿している場合は、本誌への掲載が決定した時点で、他の機関誌その他への掲載を辞退しなければならない。また、他の機関誌その他での掲載が決定した場合には本誌への掲載を辞退しなければならない。

3. 投稿原稿は、「研究論文」、「実践研究論文」、「研究ノート」という並立する3つのジャンルに区分される。
 - ① 「研究論文」とは、学童保育等に関わる研究活動の成果をまとめたものであって、独自性の認められるものをいう。
 - ② 「実践研究論文」とは、執筆者が関与した学童保育等の実践についての的確に記述・解説し、その実践によって得られた結果や新たな知見をまとめたものをいう。
 - ③ 「研究ノート」とは、学童保育等に関する調査・情報などをまとめたものであって、研究の発展にとっての意義が認められるものをいう。
4. 投稿原稿は以下の規定に従って作成するものとする。
 - ① 投稿原稿は原則として日本語によるものとする。
 - ② 投稿原稿はワープロ等により作成し、A4判用紙に、横書きで印字し、10頁以内に収める。本文は2段組を原則とする。1行あたり22文字で1頁は44行2段組、段間は2字あきとする。指定頁数には、本文のほか、題目、図、表、注、文献などを含める。欧文・数値は半角で記述する。注および文献は本文と同じ文字の大きさと記述する。原稿にはページ番号を付す。
 - ③ 注および文献は、本文の後にまとめて記すこととする。雑誌文献については、著者名、発行年、題目、雑誌名、巻号、該当頁などを明示し、単行本文献については、著者名、発行年、書名、発行所などを明示する。原稿全体で注・文献の記述様式を統一すること。
 - ④ 投稿原稿においては、「拙稿」「拙著」など、執筆者名が判明する記述をしてはならない。謝辞等も付記してはならないが、事情によって掲載決定後に書き加えることを認める場合がある。
 - ⑤ 投稿原稿の内容について、十分に人権および倫理上の配慮がなされていなければならない。
5. 投稿者は、編集委員会が指定する締切日(原則として10月末)までに、以下のものを日本学童保育学会『学童保育』編集委員会事務局に郵送で送付すること。毎年度の締切日は会報で通知する。
 - ① 原稿3部(執筆者名は記入しないこと)。
 - ② 和文要旨1部(400字以内とする。題目、氏名、所属、キーワード(3~5語)を添える)。
 - ③ 英文要旨1部(研究論文のみ。和文用紙に対応する内容とする。英文はネイティブチェックを受けることが望ましい。)
 - ④ 氏名・所属・連絡先・題目・原稿ジャンルを記載した別紙1部。
6. 投稿原稿は返却しない。
7. 掲載が決定された原稿について、投稿者は編集委員会にデータファイルを提出しなければならない。